1 川 監 公 第 1 号 令和元年6月28日

定期(工事)監査の結果の報告に基づく措置について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、 平成30年10月10日付け30川監公第8号で公表した定期(工事)監査 の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、 次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺岡章二

同 植 村 京 子

同 嶋 崎 嘉 夫

同 沼沢和明

3 1 川総行革第 5 1 号 平成 3 1 年 4 月 2 6 日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様

同 植村 京子 様

同 花輪 孝一 様

同 山田 益男 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成30年10月10日付け30川監公第8号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

1 バリアフリー関係基準を十分に確認すべきもの

「指摘の要旨]

本工事は、鷺沼公園ほか1公園における公園施設の一部を川崎市都市公園条例に定めるバリアフリー関係基準(以下「関係基準」という。)に適合するよう再整備を行う工事である。

このうち、鷺沼公園における出入口と広場間に設置されている既存園路は、道路と 広場との高低差が大きいことなどにより縦断勾配等が関係基準を満たしておらず、関 係基準に適合させるためには大規模な改修が必要となることなどから、既存園路に隣 接した箇所に関係基準を満たす新たな傾斜路を設けることとした。

この傾斜路の整備状況において、幅員や勾配等はそれぞれ関係基準に適合していたが、手すりについては傾斜路の両側に設置する擁壁と柵により手すりの機能を確保できるとして設置していなかった。

同条例第2条の6によると、傾斜路には地形の状況その他特別の理由によりやむを 得ない場合を除き両側に手すりを設けることとされており、本工事では手すりが設置 できない特別の理由もなく、また擁壁と柵による手すりの機能をもって条例の定める 手すりを設けたことには該当しないことから、当該傾斜路の両側に手すりを設置すべ きであった。

公園整備において傾斜路を設置する場合には、関係基準を十分に確認し、高齢者、 障害者等に配慮した工事を行われたい。また、関係基準を満たしていない現在の状況 については、速やかに改善されたい。

「措置内容〕

指摘事項については、公園整備において傾斜路を設置するに当たり関係基準を十分 に確認するよう、保全整備連絡調整会議にて関係職員に周知徹底しました。 また、本工事にて設置しなければならなかった手すりについては、平成31年2月 に設置しました。

今後は、関係基準を十分に確認し、高齢者、障害者等に配慮した工事を行うよう努めます。

(工事番号36) (宮前区役所道路公園センター整備課)

2 工事現場の安全に関する指導を適切に行うべきもの

「指摘の要旨]

本工事は、直径約4.5メートル、深さ約6メートルの耐震性貯水槽を岡上川井田 公園の地表面下に設置する工事である。

労働安全衛生規則第578条では、坑等の内部その他の場所で、排気ガスによる健康障害を防止するために換気をする場合を除き、自然換気が不十分なところにおいては内燃機関を有する機械を使用してはならないとされている。

本工事では、貯水槽を地表面下に設置するために、内燃機関を有する重機を使用し 坑の内部で地盤を掘削する作業を行っていたが、送風機の使用など十分な換気を行う ための措置を講じていなかった。

また、同規則第518条では、高さが2メートル以上の箇所で作業を行う場合においては、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならず、また、作業床を設けることが困難なときは防網を張り安全帯を使用するなどの方法により、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。

本工事の高所作業では、一部を除き作業床を設置しておらず、その際に必要であった安全帯の使用などの墜落防止対策を行っていなかった。

これらの状況について、監督員は関係法令の理解が不十分であったため、請負者に 適切な指導をしていなかった。 川崎市請負工事監督規程によれば、監督員は工事についての関係法令等を熟知するように努め、請負者に対し適切な指示が与えられるよう工事現場等の状況を把握しなければならないことから、安全確保に向けた対策が確実に行われるよう請負者に対し適切に指導されたい。

「措置内容〕

指摘事項については、関係法令の内容を再確認するとともに、工事現場の安全確保 に向けた対策を確実に行うように請負者に対し適切に指導するよう、係内会議にて関 係職員に周知徹底しました。

今後は、工事現場の安全に関する指導を適切に行うよう努めます。

(工事番号48) (麻生区役所道路公園センター整備課)

3 撤去樹木の処理における施工監理を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

本工事は、新百合ヶ丘駅南口のタクシー乗り場とその周辺部の改修を行う工事である。

改修に当たり、道路位置の変更に伴い植栽帯を移設することから、既存樹木を撤去 して新たに植栽することとしていた。

この撤去した既存樹木(以下「撤去樹木」という。)の処理において、工事着手前の処理計画の提出や「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」(以下「取扱要領」という。)に規定する指定事業者への搬入などが特記仕様書に定められているが、実際の施工では撤去樹木が指定事業者以外へ搬入されているなど特記仕様書に定めたとおり実施していなかった。

本工事の撤去樹木は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による産業廃棄物に 該当し、かつ、市が定める取扱要領により再資源化することとされている建設発生木 材であることから、それらの関係法令に基づく特記仕様書の内容が適正に実施されて いるか十分な確認を行うべきであった。

撤去樹木の処理の施工監理に当たっては、関係法令等に基づき適正に処理されていることを確認されたい。

[措置内容]

指摘事項については、撤去樹木の処理の施工監理に当たり、関係法令に基づく特記 仕様書の内容が適正に実施されているか十分な確認を行うよう、係内会議にて関係職 員に周知徹底しました。

今後は、撤去樹木の処理における施工監理を適正に行うよう努めます。

(工事番号50) (麻生区役所道路公園センター整備課)

4 委託成果の確認を十分に行うべきもの

「指摘の要旨]

本委託は、ガス橋の長寿命化を図るため、床版及び橋脚の補修内容の設計を行うと ともに、市民からの要望に基づき歩道部の改修について検討を行う業務委託である。 このうち歩道部については、防護柵の安全性を向上させるため、関係基準に基づき 歩道と車道の境界部に車両用防護柵及び地覆(じふく)を設置する設計とした。

設計に当たっては、ガス橋にはコンクリート床版と鋼床版の区間があることから、 地覆と床版の接合方法の検討はそれぞれの床版に対し行う必要があったが、受注者は コンクリート床版について行ったのみで、鋼床版については行っていなかった。

この結果、委託成果は検討が必要な事項の一部が不足したものとなっていたが、監督員は履行確認の際にこのことを把握していなかった。

委託成果の確認に当たっては、委託内容を十分に把握し確認を行われたい。

「措置内容〕

指摘事項については、委託成果の履行確認の際には委託内容を十分に把握し確認を 行うよう、係内説明会にて関係職員に周知徹底しました。 なお、本委託にて検討が不足していた地覆と鋼床版の接合方法については、改めて 検討を行うとともに、その成果を確認しました。

今後は、委託成果の確認を十分に行うよう努めます。

(工事番号56) (中原区役所道路公園センター整備課)

- 5 その他改善を要するもの
- ア 施工範囲を正確に把握すべきもの

「指摘の要旨]

歩道橋補修工事の設計に当たり、占用物件を施工範囲に含めて不要な足場の費用を 計上していた事例

「措置内容〕

指摘事項については、歩道橋補修工事の設計に当たり、関連部署への調査や施設台帳、過年度の工事実績資料の精査など十分な調査を行うよう、係内会議にて関係職員に周知徹底しました。

今後は、施工範囲の把握を正確に行うよう努めます。

(工事番号1) (川崎区役所道路公園センター整備課)

イ 橋面舗装工事の施工管理を適切に監督すべきもの

「指摘の要旨〕

橋面の舗装工等の厚さの測定に当たり、基準高の設定が適切でなかったことを把握 していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、橋面の舗装工等の厚さの測定に当たり、測定方法の詳細について十分把握し基準高の設定について適切な指導を行うよう、係内会議にて関係職員に周知徹底しました。

今後は、橋面舗装工事の施工管理を適切に監督するよう努めます。

(工事番号29) (宮前区役所道路公園センター整備課)

ウ 積算基準を正確に把握し積算を行うべきもの

「指摘の要旨]

見積りを用いた設計価格の決定に当たり、積算基準の内容把握が正確でなかったため、一部の単価設定が適切に行われていなかった事例

「措置内容]

指摘事項については、積算基準の内容を正確に把握し、見積りの価格を適切に比較 した積算を行うよう、保全整備連絡調整会議にて関係職員に周知徹底しました。

今後は、積算基準を正確に把握し積算を行うよう努めます。

(工事番号36)(宮前区役所道路公園センター整備課)

エ 経済性の検討や積算基準の確認を十分に行い積算すべきもの

「指摘の要旨】

建設発生土の積替えに伴う借地料について、経済性の検討や積算基準の確認を十分 に行わず積算していた事例

「措置内容〕

指摘事項については、建設発生土の運搬に関する借地日数の算定に当たり、工事現場の状況を考慮した経済性の検討を十分に行うとともに、積算基準の内容を十分に確認するよう、係内会議にて関係職員に周知徹底しました。

今後は、経済性の検討や積算基準の確認を十分に行い積算するよう努めます。

(工事番号50) (麻生区役所道路公園センター整備課)